

保健福祉関係〈つづき〉

45	福祉基金活用事業	4市町村とも福祉基金を設置していますが、活用事業に違いがあります。合併時、基金の運用収益を高年齢福祉事業に活用します。
46	福祉バス運行委託事業	佐久市・臼田町・浅科村が実施していますが、運行形態・委託先・料金に違いがあります。合併時、佐久市の例を基本に地域の実情に応じて新市の区域で実施します。 《乗車料金》 大人 100円 子ども(小学生) 50円 小学生未満無料(保護者同伴) 障害者は半額 *臼田町の馬坂・広川原地区及びそれと同様な地域については、上記とは別に実情に応じた対応とします。
47	外出支援サービス事業	浅科村・御代田町が実施しています。新市における巡回バスの運行形態・経路を地域の実情に合わせ充実して対応するため、合併時、廃止します。
48	独居老人事故防止活動	浅科村が実施しています。民生委員活動をはじめとした地域ケア体制の充実を図ることにより独居老人事故防止に対応するため、合併時、廃止します。
49	高齢者住宅改修支援事業	佐久市・浅科村が実施しています。合併時、佐久市・浅科村の例を基本に予算の範囲内で実施します。 概要 概ね65歳以上の高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する低所得高齢者が居住する住宅に、ボランティア団体等が無償で行う緊急かつ軽微な改修・補修に要した材料費に対して補助を行い、自立した在宅生活の継続を支援する。
50	徘徊高齢者家族支援サービス事業補助金	佐久市・浅科村が実施していますが、実施方法に違いがあります。合併時、新市において実施します。 概要 徘徊のある在宅の痴呆性高齢者の介護者がGPS(位置検索システム)を導入する費用の補助を行う 《補助金額》 初期費用(加入料・機器代)の3分の1を限度とする(月々のリース料や維持更新費は本人負担とする)
51	基幹型・地域型在宅介護支援センター運営事業	4市町村とも実施していますが、運営方法・事業内容に違いがあります。 【基幹型在宅介護支援センター】 合併時、国の基準により佐久市の基幹型在宅介護支援センターに一本化します。3町村の小規模基幹型在宅介護支援センターは地域型在宅介護支援センターとします。 【地域型在宅介護支援センター】 事業内容は当面現行どおりとし、合併後2年を目途に国で定めた事業内容としていきます。
52	在宅介護支援センター出向職員負担金	浅科村が佐久総合病院に委託し、負担しています。新市において業務遂行に必要な資格取得職員による対応が可能のため、合併時廃止します。
53	敬老給付金	4市町村とも実施していますが、給付対象者・給付金額に違いがあります。合併時、基準を統一して実施します。 《対象者》 9月15日現在において新市の区域に6ヶ月以上居住し、当該年度の3月31日において88才及び100才以上の者(老人福祉施設入所者を除く) 《支給金額》 88才:10,000円 100才以上:50,000円
54	敬老訪問・敬老祝品	4市町村とも実施していますが、対象者・祝品に違いがあります。合併時、基準を統一して実施します。 《対象者》 市内に住所を有する88才及び100才以上の者
55	敬老会補助金	佐久市・臼田町で実施していますが、補助金額に違いがあります。合併時、佐久市の例により実施します。 《補助金額》 各地区で実施される敬老行事のうち、70才以上の者を対象に1人あたり300円を支給する
56	介護用品給付事業	4市町村とも実施していますが、給付対象者・給付方法・給付金額に違いがあります。合併時、基準を統一して実施します。 概要 要介護及び要支援認定を受けている高齢者若しくは相当の高齢者で、在宅で介護用品等を利用している者を介護している低所得の家族に対し、介護用品を支給する 《対象者》 市内に住所を有する市民税非課税世帯に属する者 《給付品》 紙おむつ・尿取りパット・防水シート等の介護用品 【要支援・要介護1】 月額1,000円相当の介護用品 【要介護2・3】 月額3,500円相当の介護用品 【要介護4・5】 月額6,250円相当の介護用品
57	地域住民グループ支援事業補助金	浅科村が実施しています。新市において、社会福祉協議会が取り組んでいるボランティア育成等を目的とした各種事業において対応するため、合併時、廃止します。
58	老人福祉特別事業補助金	浅科村が実施しています。新市において、老人クラブ活動費補助金の対象とするため、合併時、廃止します。
59	北佐久郡老人福祉施設組合負担金	浅科村・御代田町が加入して負担しています。合併時、新市において加入します。
60	無医地区出張診療所業務	佐久市が実施しています。合併時、現行どおりとします。 なお、遠隔医療推進事業の実施も含め新市において検討します。 《現況》 無医地区の出張診療を診療所に委託し、毎月2~3回(第1・3・5火曜日)実施